

高津発 日本改革!

ほりぞえ健ニュース

2004年9月号 No.16

民主党 ほりぞえ健事務所

〒213-0033

川崎市高津区下作延266 エスビル4階
(溝の口駅徒歩2分 高津区役所隣り)

電話 044-855-1479 FAX 044-855-1489

http://www.horizoe.com

E-mail: horiken@horizoe.com

川崎市自治基本条例と地方主権

川崎市議会議員 ほりぞえ健

(事務局)

川崎市では全国の政令指定都市に先駆けて、12月に自治基本条例の制定が予定されていますね。

(堀添)

はい。昨年10月に「自治基本条例検討委員会」が発足し、委員会での検討と市民討議が行われてきましたが、先日、最終報告が阿部市長に提出されました。この報告をもとに、現在行政側で条例素案の作成を行っていますので、予定通り進むと12月定例議会で審議し議決することになると思います。

(事務局)

「自治基本条例」とはあまり聞き慣れない名称ですが、どういう条例なのですか。

(堀添)

名前そのままですが「川崎市における自治の基本について定める条例」です。そのため、あくまで一つの条例ではありますが、他の条例や規則等に対しては最高規範としての性格を有することになります。

(事務局)

自治の基本については、憲法や地方自治法で規定されていますが、なぜ条例として制定が必要なのですか。

(堀添)

そうですね。この点についてはいろいろな議論がありますし、たとえば最初に自治基本条例を制定した北海道の二セコ町でも、そうした立場から制定に反対する議員もいたと聞いています。

近年、自治基本条例が注目されているのは、地方分権、地方主権の流れが背景にあります。今までのように、横並びで一律的な自治体運営であれば、全国同一のルールであっても問題はないのですが、地方主権のもとで自治体が独自性をもったまちづくりや自治体運営を行うにあたっては、自治体ごとに基本的なルールを定め明確にする必要があります。

(事務局)

現在、並行して検討されている新総合計画との関係はどのようになっているのでしょうか。

(堀添)

まず押さえておかなければならないポイントは対象の違いです。基本構想・基本計画は自治体行政部門の最上位の計画であるのに対し、自治基本条例は自治体全体の最高規範としての位置づけとなります。たとえば、議会や議員に対する規定は新総合計



- 1963(昭和38)年2月6日、高津区に生まれ、高津小学校出身。桐朋中学、高校を経て東京工業大学を卒業。
- 東京都三鷹市で9年間、地域情報化やプライバシー保護等に従事。
- セブーンイレブン本部での情報システム構築をはじめ、ITを活用したシステムづくりに従事。
- 2003年4月、川崎市議会議員に初当選。
- 民主党神奈川第18区総支部副幹事長
- 経済産業省 システム監査技術者
- 妻と長女(中学2年)の3人家族

画には入りませんが、自治基本条例では規定されることになります。その上で、両者の違いを考えますと、自治基本条例は自治の基本的理念や運営原則について重点的に定めているのに対し、基本構想・基本計画は具体的な施策体系やその内容に重点が置かれています。どちらも地域社会の課題を解決するという点では同じですが、理念や基本ルールを定めた自治基本条例と、その上での具体的な方向性や施策を体系的に定める基本構想、基本計画ということになります。

(事務局)

8月17日に市長に提出された検討委員会報告書の特徴はどのようなもののでしょうか。

自治基本条例制定の流れ(予定)

2003年10月	「自治基本条例検討委員会」発足 一学識者委員4名、市民委員30名
2004年 4月	検討委員会「中間報告」
2004年 8月	検討委員会「最終報告」
2004年 9月	市行政「自治基本条例素案」作成
2004年12月	市議会「自治基本条例」審議

(堀添) 前ページからの続き

今回の最終報告は、7月に発表された報告書案の前文が改訂された他、大きく変更された点はありませんでした。私が所属している市議会総務委員会において、総合企画局から報告を受けましたが、委員会での議論はいくつかの点に集中していたように思います。

第1は市議会および議員に関する項目、第2は区民会議をはじめ区に関する項目、第3は自治の取り組みに関する審議会「(仮称)川崎市自治推進委員会」についての項目です。

私自身、まだ報告書の内容を十分読み込んでいませんが、現時点で感じた点をいくつか述べさせていただきますと、まず第一に、予想していた以上にしっかりとした報告書である、ということです。今回の報告書は、市側事務局がたたき台を出し、それに基づき議論を行うといった、他市において一般的に行われているような手法によらず、ある意味完全にボトムアップ的に作成されました。私も何回か委員会の審議を傍聴しましたが、自由で活発な意見交換が行われているのに感心した反面、果たしてこのままで一定の成果物として報告書をまとめられるのだろうか、という一抹の不安を感じたのも事実です。結果的にこの不安は杞憂に過ぎなかった訳です。

検討会の目的としては、川崎における自治のあり方を明確にすること、130万大都市として行政区の役割を再構築すること、コミュニティ活動に立脚したまちづくりをめざすこと、の3つが合意され、報告書としてまとめられたわけですが、報告書を読んでいると、検討委員会のメンバーの想いが伝わってくる内容に仕上がっていると思います。

6月定例会を振り返った時にもお話ししましたとおり、私は常設型の住民投票制度が設定されること、そして先ほどの2点目の目的と関連しますが、区への分権が位置づけられていることを高く評価しています。どちらも具体的な内容については、自治基本条例を受けて別途検討していくこととなりますが、これらの方向性は、大都市川崎の自治を推進していく上で、欠くことのできない要素であると思います。

(事務局)

住民投票制度、区行政改革については、各々、検討が進められていますね。

(堀添)

そうですね。住民投票制度については、住民だけでなく議会や市長にも発議権を認めること、18歳以上の未成年者や一定の条件を満たす外国人市民にも投票権を与えること、等の方向性で検討が進められています。また、

行政区については、報告書の中でも、区役所の役割と責務、区に対する市長の責務、区民会議の設置、区の予算の確保等が記載されています。

区に関していえば、本年5月に発表された報告書『区行政改革の基本方向』の内容をもう一步取り込んでよいように感じています。どちらの報告書も、基本的な方向性は同じ向きを向いているのですから、地方自治法等の既存法制度との関連はあるものの、区民会議の設置以外にもできるだけ具体性をもった要素を規定できるとよいと思います。

(事務局)

今後の課題はどのような点でしょうか。

(堀添)

市民の方々とお話ししていて感じるのは、そもそも自治基本条例がなぜ必要なのか、地方主権、地方分権の流れの中で、この条例がどのような役割を担うのか、といった基本的な部分について、まだまだ伝えきれていないという点です。今後、行政が作成した条例素案をもとに全市でタウンミーティングが行われる予定ですが、こうした場を含めて、できるだけ多くの方に意義を理解していただくことが非常に重要になってくるように思います。また、これは課題ということではありませんが、自治ということを考える上で、国や都道府県、あるいは行政区やコミュニティの視点も包含していかなければならないのかもしれない。ある人間を考えた場合、その人間が川崎市の市民・住民であれば、当然神奈川県、あるいは日本国籍を持っているれば日本人でもあるわけです。また、高津区の区民であり、地域コミュニティのメンバーであるかもしれない。今回は当然ながら、川崎市という基礎的自治体の範囲を対象とする自治の基本的ルールとして、自治基本条例の検討が行われているわけですが、各々のレベルで同様のルールが必要であり、またその内容間で整合性が図られなければ、実効的なルールとしては十分機能しない危険性があります。

たとえば、AとBという2つの政策的選択肢があった場合、高津ではAが、川崎ではBが、神奈川ではAが、全国ではBが決定される、ということも起こり得るわけです。その場合、合理性を損なわない範囲で、できるだけ小さなレベルでの選択を優先することが基本だとは思いますが、利害が相反する場合には特に、単純な割り切りはできないのかもしれない。今後、地方分権の検討の中で、自治体の範囲、規模自体が再検討されることになると思いますので、その面からも複合的に考えていく必要があるように感じています。

自治基本条例検討委員会の報告を受け、9月上旬には、行政側で作成した条例素案が発表される予定です。総務委員会での報告でも、今回の報告書の趣旨を尊重して素案作成作業が進められているということです。基本的には条例としての形式を整える作業が中心になるようです。

いずれにせよ、自治基本条例は川崎市における自治の基本について定めた最高規範というべき重要な条例となりますので、これから各地で開催されるタウンミーティングへの参加をはじめ、一人でも多くの市民の方に興味をもっていただき、議論に加わっていただくよう働きかける必要があると思います。川崎市のホームページには、今までの議論の経過も含め、詳しい情報が掲載されていますので、あわせて参考にいただければと思います。

(事務局)

長時間にわたり、ありがとうございました。



(2004年8月25日)

自治基本条例検討委員会 報告書

2004（平成16）年8月
川崎市自治基本条例検討委員会

I 総則的部分

- 1 条例名称について
- 2 前文について
- 3 条例の位置付け
- 4 定義
- 5 市民自治の基本理念
- 6 自治運営の基本原則（情報共有の原則）（参加の原則）（協働の原則）

II 自治の主体それぞれの役割と責任

- 1 市民
 - (1) 市民の権利（包括的な権利）
（知る権利）
（参加する権利）
（意見を表明し、提案する権利）
（行政サービスを受受する権利）
 - (2) 市民の責務
 - (3) 事業者の社会的責任
 - (4) コミュニティ（地域におけるコミュニティの尊重）（市とコミュニティの関係）

- 2 議会（議会の設置及び議員の宣誓）
（議会の権限と責務）
（議員の責務）

- 3 市長・行政
 - (1) 市長その他の執行機関（市長の設置）
（市長その他の執行機関の権限、責務等）
（市長等の宣誓）

- (2) 行政運営
- (3) 計画的な行政運営
- (4) 行政組織のあり方
- (5) 財政運営等
- (6) 苦情、不服等に対する措置

- 4 区（区及び区役所）
（区役所の役割と責務）
（区に関する市長の責務）
（区における自治の推進）
（区の予算の確保）

III 自治拡充推進のための制度等

- 1 情報共有による自治の営み
 - (1) 情報提供
 - (2) 情報公開
 - (3) 個人情報保護
- 2 参加、協働による自治の営み
 - (1) 総合計画等への参加
 - (2) 審議会等への参加
 - (3) パブリック・コメント制度
 - (4) 評価
 - (5) 住民投票制度
 - (6) 協働のための施策整備等

IV 国や他の自治体との関係について

V（仮称）川崎市自治推進委員会

（注）下線は市議会総務委員会で議論が行われた主な項目

報告書の全文は川崎市ホームページにも掲載されています。

<http://www.city.kawasaki.jp/>

のトップメニュー画面左下にあります「Web自治基本条例」

からお入りください。



第14回「川崎市政に参加する会」のご案内

私たちの住む川崎市を「安心して暮らせるまち」にしていくためには、私たちの手でもっともって変えていかなければならないと思います。

一人一人の主権者の皆様とともに、新しい川崎市のあり方について、勉強し、議論し、実行していく場として、「川崎市政に参加する会」を開いています。

毎月、その時々にあったテーマを設定し、開催しておりますので、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

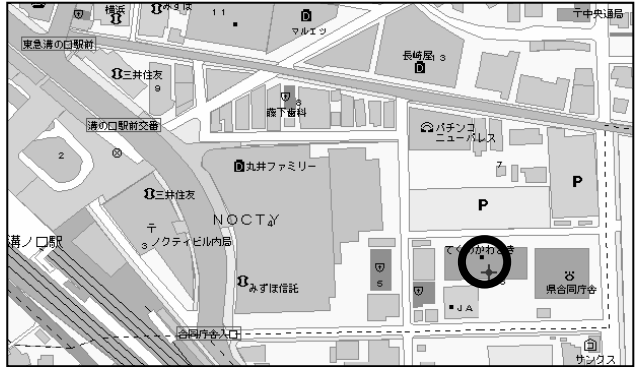
第14回 8月29日 午後1時半～てくのかわさき
「自治基本条例と地方分権」

第15回 (日時未定)
「川崎市の教育改革」

日時：2004年8月29日(日)
午後1時半から4時まで。

場所：てくのかわさき

溝の口駅徒歩5分
溝口1-6-10 044-812-1090



このニュースはご自宅にも配送しております。毎月確実にご覧になりたい方は、ほりぞえ健事務所までお気軽にご連絡ください。(電話855-1479)

民主党 神奈川県 第18区総支部事務所

(ひだか剛事務所も併設しております。)

〒213-0001
川崎市高津区溝口1-20-10
東方ビル3階
電話：044-850-1205
FAX：044-850-1206

溝の口駅、高津駅から徒歩5分です。1階が文具店のビルの3階です。

<http://www.the-hidaka.net/>



災害義援金ご支援のお願い

新潟、福島、福井をはじめ、被災地の復興、被災者の救援を目的に、災害義援金募金活動を行っています。

民主党神奈川第18区総支部災害義援金係
銀行振替：三井住友銀行 溝ノ口支店
普通7021416

ある学習塾が、電車内に中学入試問題を掲載した広告を掲示している。先日こんな問題がされた。次にあげる例文のうち、「ジェンダーフリー」の観点からみて、あなたが問題があると思うものを一つ選び、どのような点が問題だと思いかを説明してください。(あ)学校の名簿は男子が先になつていて、並ぶときもいつも男子が前だ。(い)児童会長は男子で、副会長は女子と決められている。(う)女子のくせいランドセルを買ったら、「女子のくせい」とからかわれた。(こ)四年度光塩女子学院(中入試問題)。文中、「ジェンダーフリー」の定義が次のように説明されている。「男」「女」という生物学的な性の違いに關して、「男らしさ」「女らしさ」というような決まった見方をしないようにすることを指す。この言葉をめぐっては、東京都教育委員会の決定が話題を呼んでいる。「ジェンダーフリー」という用語は意味や内容が使用される人によってさまざまだが、誤解や混乱が生じている。「都教委が目指す男女平等教育とは異なっており、今後は『ジェンダーフリー』という用語は使用しない」というものだ。「男女の性差を否定するような思想に基づき男女混合名簿も、作成禁止の方向で検討する」という「ジェンダーフリー」とは「男女間には生物学的生理学的性差とともに社会的文化的につくられた性差である『ジェンダー』が存在する。後者は『男はこうあるべき』『女はこうあるべき』と、それぞれの役割を固定すること、生き方の選択の自由を制限する。そうした先入観や偏見をなくする」という主張だと筆者は理解している。混乱の例として取り上げられる「ひな祭り」を祝うのも差別と云っているなどの言説は極論であり、それこそが「ジェンダーフリー」の本質であると捉えるのは、そもそもこうした用語が生み出された理由と背景をゆがめることにならないうか。さつ、冒頭の入試問題だが、同校によれば三つのうちどれを選んだかを書いていいというだ。「いろいろな選択があってもいいというメッセージなのだという。『ジェンダーフリー』も、まさにそういうことではないだろうか。(事務局ゆ)